

女満別町・東藻琴村合併協議会

設置会議々案



日 時 平成16年10月21日(木)
午後3時30分~
場 所 女満別町研修会館 大会議室

女満別町・東藻琴村合併協議会設置会議

次 第

日 時：平成16年10月21日(木) 午後3時30分～

場 所：女満別町研修会館 大会議室

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会長・副会長挨拶
4. 委員及び監査委員の紹介
5. 合併協議会の設置根拠及び性格等について
6. 合併協議会運営申し合わせ事項について
7. 市町村合併の手続きについて
8. 会議席順の決定について
9. そ の 他
10. 閉 会

合併協議会の設置根拠及び性格等について

1. 合併協議会の設置根拠

法的には、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第3条第1項において、合併協議会（地方自治法第252条の2第1項に規定する協議会）を設置することが規定されています。（合併協議会＝法定合併協議会、あるいは法定協）

【合併特例法第3条第1項】

市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第69号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

【地方自治法第252条の2第1項】

（協議会の設置）

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2. 合併協議会の性格

（1）地方自治法第252条の2第1項（上記）に規定された協議会には、3種類の協議会があります。

管理執行のための協議会

連絡調整のための協議会

計画作成のための協議会

合併協議会は、「連絡調整」及び「計画作成」の双方の性格を有する協議会です。

（2）市町村合併は、地域住民に重大な影響力を持つことから、当該合併がその地域住民の福祉向上に資するか否かを関係市町村の間で公正かつ慎重に検討し、関係市町村の将来についての計画を作成したうえで行われるべきとの観点から、関係市町村の共同機関として設置するものです。

（3）合併協議会で協議し作成された「市町村建設計画」を基礎として、合併特例法により様々な財政措置が講じられることになっています。

（4）市町村建設計画の作成主体は、合併協議会です。

（5）合併協議会は、地方自治法上の協議会であることから、設置にあたっては議会の議決と告示及び北海道への届出が必要となります。

3 . 合併協議会の位置付け

女満別町・東藻琴村合併協議会は、両町村それぞれの議会の議決を経て設置されましたが、この合併協議会の設置をもって、合併すると決まった訳ではありません。また、合併協議会は、合併の是非を議論し判断する場ではなく、これから仮に両町村が合併するとした場合、あらかじめ決めておく必要のある事項などを協議する場です。

合併協議会で決定した内容のすべてを、両町村の住民に情報提供し、合併の是非を判断する材料としていただきます。

最終的に合併をするかどうかの判断をするのは、住民の代表である議会であり、合併する場合には、それぞれの議会の議決を必要とします。

4 . 合併協議会の役割

合併特例法第3条で、合併協議会は「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場であると規定されています。

具体的には、前者は「市町村建設計画」として作成し、後者は「基本的な協定項目」「合併特例法に規定されている協定項目」「その他必要な協定項目」を合併協定項目として協議し、最終的にこの合併協定項目を「合併協定書」という形でまとめ上げることとなります。

5 . 合併協議会での具体的な協議事項

(1) 市町村建設計画の作成に関する協議

合併特例法は、合併協議会の重要な協議事項として、新しいまちの設計図ともいべき「市町村建設計画」の作成を位置付けています。

市町村建設計画というと、ハコモノ計画のように捉えられる場合がありますが、この場合の「建設」とは、「まちづくり」の意味であり、ソフト・ハード両面の幅広い概念を指しています。従って、他の協議会では「市町村建設計画」とせず、例えば「まちづくり計画」や「まちづくりビジョン」という名称にしているところもあります。

(2) その他市町村の合併に関する協議

合併協定項目に係る協議(20項目)

[基本的な協定項目] / 5 項目

合併の形態、 合併の時期、 新町の名称、 新町の事務所の位置、
財産及び公の施設の取扱い

[特例法に規定されている協定項目] / 6 項目

新町建設計画、 議会議員の定数及び任期の取扱い、 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い、 職員の身分の取扱い、 地方税の取扱い、 地域審議会等の取扱い

【その他必要な協定項目】 / 9項目

特別職職員の身分の取扱い、 条例・規則等の取扱い、 使用料・手数料の取扱い、 組織機構、 公共的団体等の取扱い、 各種補助金・交付金等の取扱い、 慣行の取扱い、 町・字の区域、 各種事務事業の取扱い

これからの協議については、合併後の住民福祉や行政・自治の運営に影響のあるものすべてが協議の対象となりますが、具体的な協定項目の内容については、それぞれ別途協議します。

6 . 法定合併協議会と任意合併協議会の主な相違点

区 分	法定合併協議会	任意合併協議会
根 拠 法 令	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条	なし * 地方自治法第252条の2の連絡調整を図るための協議会に準じている。
役 割	市町村建設計画の策定 合併協定項目に関する協議など	合併に関する調査研究 合併協議項目の協議・調査 まちづくり構想の検討・策定 合併問題に関わる情報提供や住民意識の高揚など
議 会 の 議 決	設置には、議会の議決を要する。	議会の議決を要しない。
告 示	協議会設置の告示を要する。	告示を要しない。
法 人 格	法人格は有しない。	
知事への届出	協議会を設置したことの届出を要する。	届出は要しない。

合併協議会運営申し合わせ事項について

女満別町・東藻琴村合併協議会の会議に際し、公平・公正、迅速かつ能率的に運営するため、次のとおり申し合わせするものとします。

1. 協議会の会議の開催日時等について

(1) 開催日

原則3週間ごとに開催することとし、必要に応じて追加開催するものとする。

(2) 開会時間

開会時間は、原則として午後1時30分からとする。

(3) 開催場所

開催場所は、女満別町と東藻琴村の会場において交互に開催する。

会場は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合は別途調整する。

- ・女満別町 / 女満別町研修会館（女満別町西3条3丁目1番4号）
- ・東藻琴村 / 東藻琴村農村環境改善センター（東藻琴村360番地の1）

(4) 開催日時の変更

開催日時を変更する場合は、原則として開催前の会議において会長が通知する。（変更は、できる限り開催予定日とした週の土日としたい。）

(5) 開催日程表

(1) 及び(3) に基づく協議会の会議の開催日程は下表のとおりとする。

会議名	開催日時	開催場所
第1回協議会	平成16年10月21日(木)午後3時30分 「となりまち訪問」(女満別町を視察)	女満別町
第2回協議会	平成16年11月15日(月)午後3時30分 「となりむら訪問」(東藻琴村を視察予定)	東藻琴村
第3回協議会	平成16年12月3日(金)午後1時30分	女満別町
第4回協議会	平成16年12月22日(水)午後1時30分	東藻琴村
第5回協議会	平成17年1月18日(火)午後1時30分	女満別町
第6回協議会	平成17年2月8日(火)午後1時30分	東藻琴村

(6) 会議招集及び議案等の事前送付

原則7日前までに開催案内通知をし、議案等の送付は原則5日前までに送付するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2. 協議会の会議に提案する事項の分類について

協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

(1) 報告するもの [意思決定を要しないもの]

報告事項

報告を受け、共通認識をもつべき事項

- ・既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの
(例：協議会規約)
- ・規約、規程等により会長が定める事項
(例：幹事会設置規程、事務局規程など)
- ・各種調査、研究等の成果等に関する報告事項
- ・その他、協議会において報告事項として取り扱うこととされた事項

【提案番号の表記：報告第 号】とする。

(2) 協議するもの [意思確認を要するもの]

協議事項

協議を受け、決定(承認) 確認を要する事項

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項
(例：会議運営規程、小委員会設置規程など)
- ・協議会の会議で決定することが必要と認められた事項
- ・合併協定項目に関する協議事項等(規約第3条に規定する事項)
(例：合併の時期、新町の名称、新町建設計画など)

【提案番号の表記：協議第 号】とする。

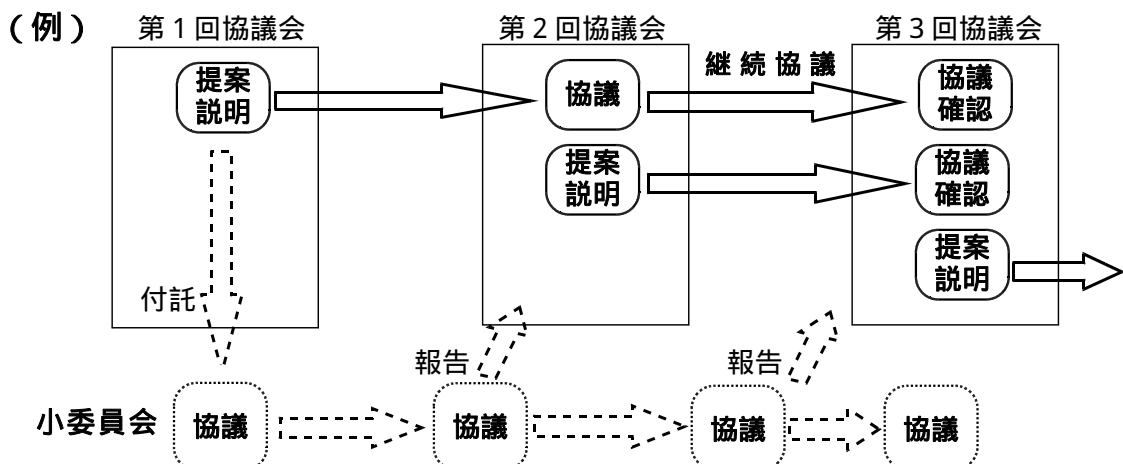
(3) 表現の統一

任意合併協議会で表現した「合併協議項目」「協議項目」を 合併協議会では「合併協定項目」「協定項目」として表現を統一するものとする。

3. 協議会での質疑発言等について

(1) 協議事項の協議方法

特に合併協定項目に関わる協議は、原則として、提案した会議において、その概要を説明し、次回以降の会議で協議及び確認を行うものとする。ただし、協議の内容によっては、提案日に協議及び確認を行う場合もある。



(2) 公平・公正、迅速な審議

全委員は協議会において同等の立場であることを理解し、発言は簡明にするものとし、議題以外にわたり又はその範囲を超えないこととする。

(3) 委員の発言

委員の発言は、議長（会長）の許可を得て、マイクを通し議席番号及び氏名を述べてから発言するものとする。

（会議録の作成、議事録署名委員の指名）

(4) 協議会での文書等の配布

会場において、資料、新聞紙、文書等を配布する場合には、議長の許可を得ること。

4 . 表決の方法について

協議会は、議決機関ではなく、案件を協議し確認するという協議機関としての意味合いから、案件を表決することは本来なじまないものである。

また、合併協議は住民生活に大きな影響を及ぼすことから、できる限り両町村の意見を調整した上で、総意をもって確認することが望ましいと考えられ、それ故に会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合、合併協議に費やすことができる時間に制約があることから、議長（会長）の判断で必要と認めたときは表決するものとし、その表決は出席委員の3分の2以上の同意をもって全体の意思決定の確認とすることができるものとする。

ただし、表決の際には、協議会規約第8条第1項第1号委員（両町村の長、助役及び教育長）及び同条第2項委員（網走支庁職員）を除くものとする。

（例）26名×2/3 18名（7割の同意）

5 . 欠席の報告

委員がやむを得ず会議を欠席する場合は、事前に協議会事務局に連絡するものとする。

6 . 代理出席

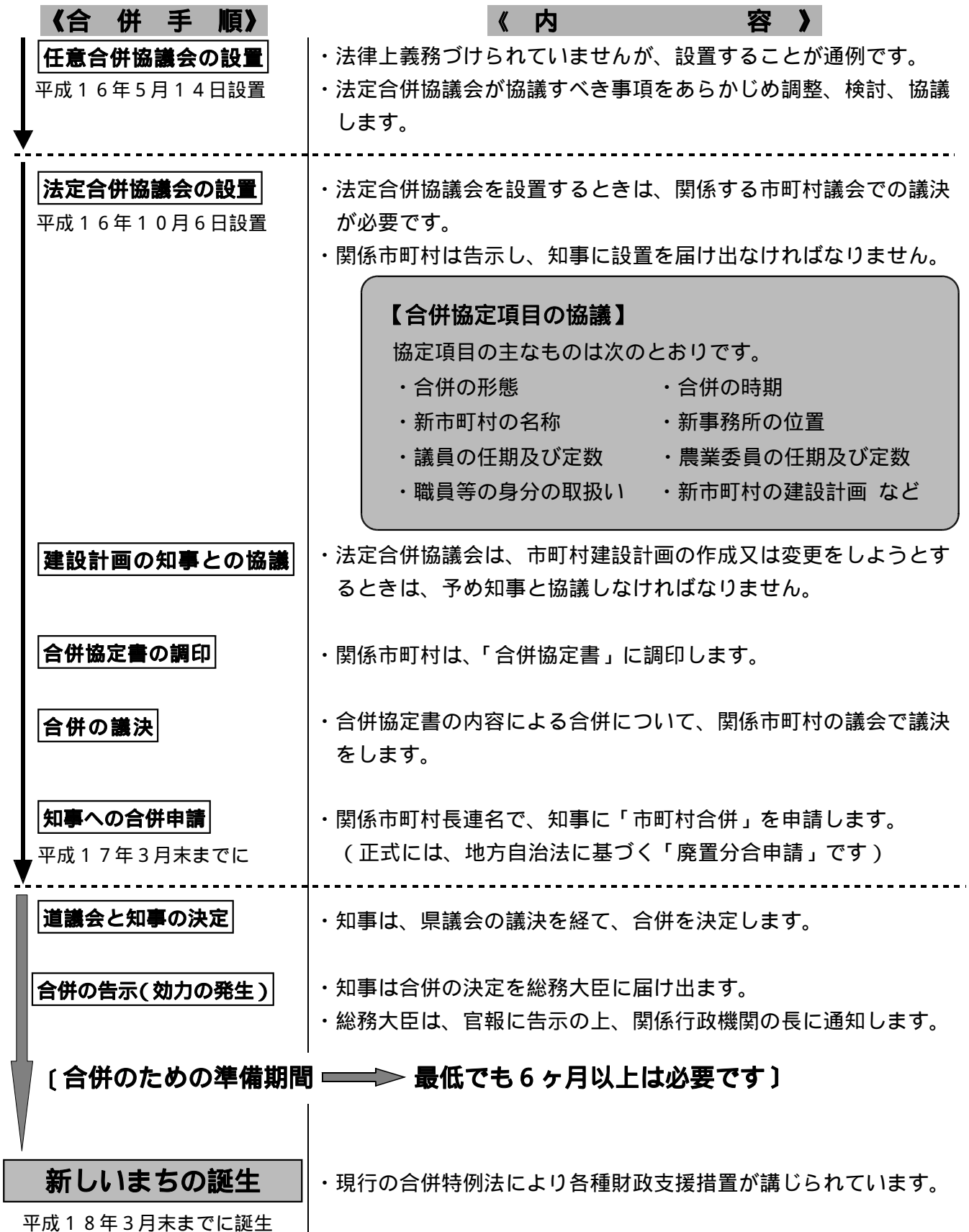
代理出席は、認めないものとする。

7 . その他

委員が病気、事故等により長期にわたり会議に出席できない場合の取扱いについては、協議会において協議するものとする。

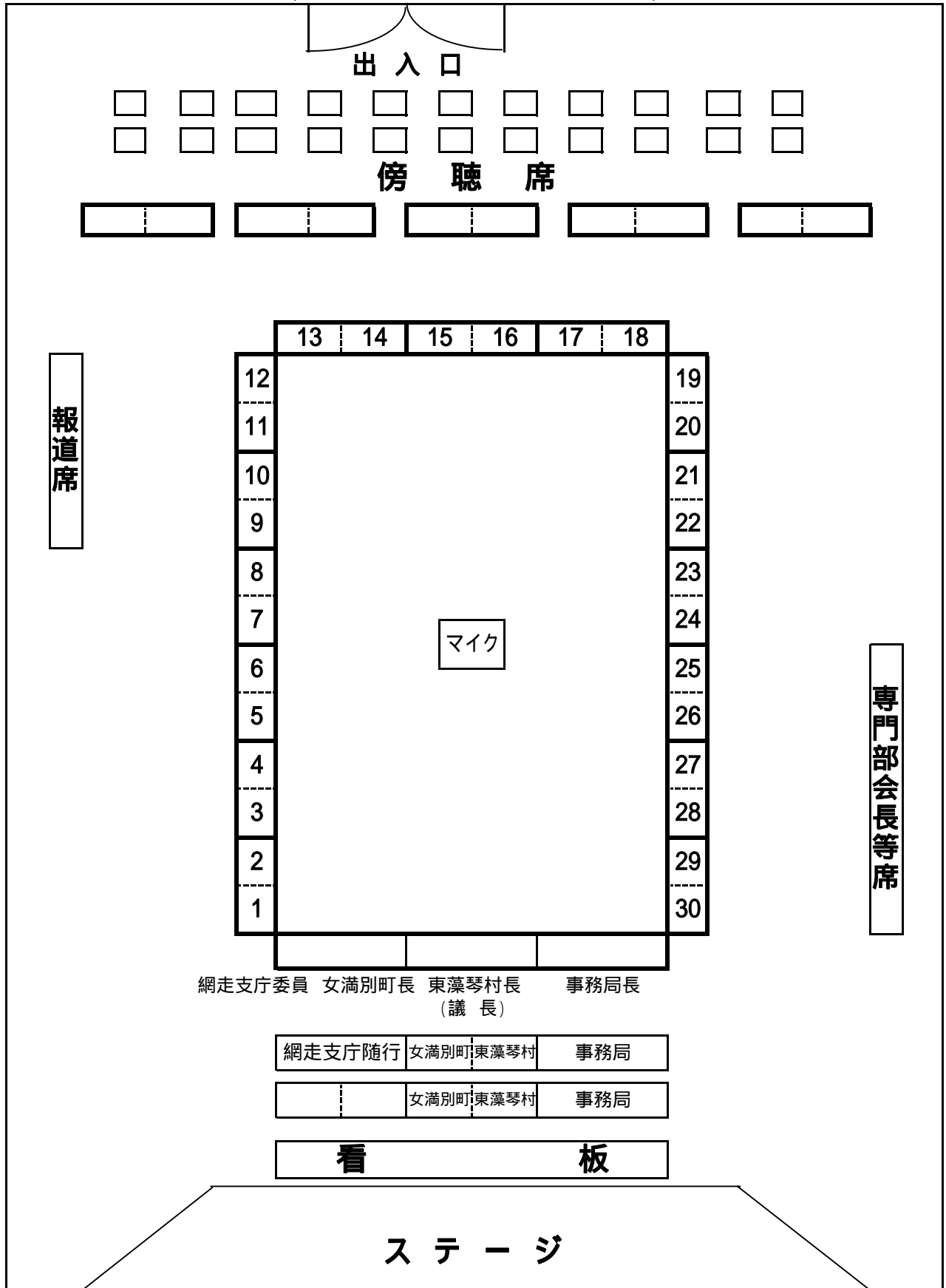
市町村合併の手続きについて

合併特例法による市町村合併成立までの手続は、概ね次のような手順で進められます。



女満別町・東藻琴村合併協議会座席表

(女満別町研修会館 大会議室)



女満別町・東藻琴村合併協議会名簿

H16.10.21現在

協 議 会 委 員 名 簿				
市町村名	所 属 職 等	氏 名	備 考	議席番号
女満別町	町 長	山下 英二		-
	助 役	坂本 眞		
	教 育 長	中村 保		
	議 長	森田 暢明		
	副 議 長	斉藤 昭一		
	議 員	後藤 幸太郎	議会運営委員会委員長	
	議 員	朝妻 敬一	総務文教常任委員会副委員長	
	議 員	松岡 克美	産業厚生常任委員会委員長	
	議 員	植田 泰弘	産業厚生常任委員会委員	
	農業委員会	阿野 政義	農業委員会々長	
	学識経験者	坂 貴吉	農業協同組合参事	
	学識経験者	榎原 達也	自治会連合会副会長	
	学識経験者	河西 悟	商工会副会長	
	学識経験者	疋田 光子	自治会女性部連絡協議会前会長	
	学識経験者	山田 治	任意合併協議会公募委員	
	学識経験者	千葉 裕司	商工会青年部長	
東藻琴村	村 長	小島 忠和		
	助 役	津坂 和己		
	教 育 長	豊島 義秋		
	議 長	平田 一行		
	副 議 長	菅野 利英		
	議 員	元木 良一	総務文教常任委員会委員長	
	議 員	川崎 教男	総務文教常任委員会副委員長	
	議 員	深川 昇	産業建設常任委員会委員長	
	議 員	西川 光秋	産業建設常任委員会副委員長	
	農業委員会	増子 昭一	農業委員会々長	
	学識経験者	原本 義弘	農業協同組合常務理事	
	学識経験者	高橋 頌昌	自治会連合会事務局長	
	学識経験者	菅野 直司	商工会副会長	
	学識経験者	羽二生 房子	女性団体協議会々長	
	学識経験者	豊島 佐智子	女性団体協議会事務局長	
	学識経験者	島山 俊弘	教育委員	
北海道		長谷部 勝也	網走支庁地域政策部地域政策課主幹	

(3 3 名)

監 査 委 員 名 簿			
市町村名	所 属 職 等	氏 名	備 考
女満別町		ささき つよし 佐々木 健	町代表監査委員
東藻琴村		ほただ よねたろう 畑 田 米太郎	村代表監査委員

(2 名)

幹 事 会 名 簿			
市町村名	所 属 職 等	氏 名	備 考
女満別町	助 役	さかもと まこと 坂 本 眞	
	教 育 長	なかむら たもつ 中 村 保	
	総 務 課 長	たかはし あきら 高 橋 晃	
	企画財政課長	わたなべ くにお 渡 辺 国 夫	
東藻琴村	助 役	つさか かずみ 津 坂 和 己	
	教 育 長	とよしま よしあき 豊 島 義 秋	
	総 務 課 長	かわぐち あきお 川 口 明 夫	
	企画財政課長	やえがし みつし 八重樫 光 司	

(8 名)

専 門 部 会 長 名 簿			
部 会 名		氏 名	所 属
総 務 専 門 部 会	部 会 長	たかはし 高 橋 晃	女満別町 / 総務課長
	副 部 会 長	かわぐち あきお 川 口 明 夫	東藻琴村 / 総務課長
企 画 財 政 専 門 部 会	部 会 長	やえがし みつし 八重樫 光 司	東藻琴村 / 企画財政課長
	副 部 会 長	わたなべ くにお 渡 辺 国 夫	女満別町 / 企画財政課長
住 民 生 活 ・ 福 祉 専 門 部 会	部 会 長	くさか つとむ 日 下 勉	女満別町 / 健康づくり課長
	副 部 会 長	みながわ まさと 皆 川 正 人	東藻琴村 / 生活環境課長
経 済 産 業 専 門 部 会	部 会 長	おおつき あきひろ 大 槻 明 弘	東藻琴村 / 産業課長
	副 部 会 長	たけうち こうじ 竹 内 幸 次	女満別町 / 産業振興課長
建 設 専 門 部 会	部 会 長	おんだ まさお 恩 田 政 雄	東藻琴村 / 建設課長
	副 部 会 長	みのしま たかし 箕 島 隆	女満別町 / 都市整備課長
教 育 文 化 専 門 部 会	部 会 長	かたやま けんきち 片 山 健 吉	女満別町 / 生涯学習課長
	副 部 会 長	すずき ひでゆき 鈴 木 秀 之	東藻琴村 / 生涯学習課長

(1 2 名)

事務局職員名簿			
職名	氏名	備考	
事務局 局長	清水 健次	女満別町	
事務局次長・計画班長	菊地 教男	東藻琴村	
事務局次長・調整班長	伊藤 裕幸	東藻琴村	
総務班 班長	平田 義和	女満別町	
電算班 班長	岩原 誠	女満別町	
計画班 班員	高橋 正樹	女満別町	
調整班 班員	中野 裕司	東藻琴村	
臨時職員	小島 亜矢子	女満別町	

(8 名)